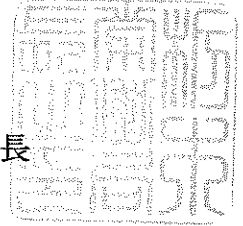


栃労発基0512第2号  
令和3年5月12日

代表者各位

栃木労働局長



令和2年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について

平素より労働安全衛生行政の運営に御理解御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症の予防について、令和3年3月22日付け栃労発基0322第15号「令和3年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」をお送りしたところですが、今般、別添1「令和2年 職場における熱中症の発生状況（確定値）」が取りまとめられるとともに、日本産業規格 JIS Z 8504 が約20年ぶりに改正されたこと等を踏まえ、別添2のとおり、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱が一部改正されました。

つきましては、貴会におかれましても、会員事業場等に対し、周知を図っていただきますとともに、各事業場において熱中症予防の確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。